

町県民税の申告

確定申告や町県民税の申告は、町県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料の算定、所得証明など税務証明の基礎資料となります。

また、公的年金収入のみで確定申告不要の方や給与所得のみで確定申告が不要の方でも、医療費控除や所得控除のもれなどがある方は、町県民税の申告書を提出することにより町県民税が減額される場合があります。

◎申告会場と開設期間など

午前8時30分から整理券を配布しますが、混雑の状況により受付を早めに終了する場合があります。

会 場	開 設 期 間	開 設 時 間	そ の 他
総合会館	2月16日(火)・17日(水)	午前9時～午後4時 (正午から午後1時を除く)	総合会館、松枝公民館では、事業所得、不動産所得、農業所得に係る租税公課(固定資産税等)が不明な方は受付できませんのでご注意ください。
松枝公民館	2月18日(木)・19日(金)	※2月17日(水)・2月19日(金) は午後3時まで	
笠松町役場 1階住民課ロビー 特設会場	2月22日(月)～3月15日(火) ※土・日曜日は除く	午前9時～午後4時 (正午から午後1時を除く)	

【申告される方へ】○次の確定申告は町の会場では受付できません。

- ・譲渡所得(土地建物、株式、配当、先物取引など)
- ・青色申告
- ・平成26年分以前の申告
- ・配当所得
- ・一時所得
- ・死亡した方の準確定申告
- ・住宅ローン控除(適用の初年度のみ)

○次の申告をされる方はご自身で書類作成をお願いします。

- ・事業所得、不動産所得、農業所得を申告される方の収支内訳書
- ・医療費控除の申告をされる方の領収書の合計額や健康保険の高額療養費や生命保険の保険金などで補填される金額の明細書

○町県民税の申告は、確定申告書を提出された方や所得が給与のみで勤務先から町へ年末調整済みの給与支払報告書の提出がある方は提出する必要がありません。

ふるさと納税された方へ

平成27年4月1日以後ふるさと納税をされた方でワンストップ特例制度を申請され、さらに確定申告や町県民税の申告、5ヶ所を超える市町村に申請を行った場合、ふるさと納税ワンストップ特例は適用されません。

確定申告(町県民税の申告)をされる場合は、必ず寄附金控除(ふるさと納税控除)も申告してください。

申告に必要な主な書類など

主な所得の 計算に必要な 書類	給与、公的年金等	源泉徴収票(原本)
	事業所得、不動産所得 農業所得など	収支内訳書 ※あらかじめ作成してご提出ください。
主な控除の 計算に必要な 書類	社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書の原本。ただし、国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書の原本に限ります。
	生命保険料控除 地震保険料(旧長期損害保険料)控除	保険会社発行の保険料控除証明書(原本)
	医療費控除	平成27年中の領収印がある医療費の領収書、生命保険などで補てんされた金額が分かる書類。 ※あらかじめ合計額を計算してください。
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。 平成27年12月31日現在65歳以上の方で要介護認定を受け、一定以上の障がいがあると認められる方は、福祉健康課へ申請し発行された認定証。
その他の 持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑(朱肉を使うもの) ・所得税の還付を受ける場合は、申告者名義の金融機関口座番号のわかるもの 	

【問 合 先】税務課 ☎388-1112